

<別紙>

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
フルデジタル電子内視鏡システム一式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成21年10月1日	東京都港区西麻布2-26-30 富士フイルムメディカル株式会社	3,885,000円	当該機器を製造しているメーカーであり、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
自動精算機、紙幣硬貨貸入出金機一式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成21年12月15日	神奈川県横浜市中区日本大通18 ネットエスアイ東洋株式会社	9,261,000円	当該業務は既存システムとの連携業務であるため、他社との競合の余地がないため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とした。	
分娩台 2台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成21年12月16日	東京都文京区本郷2-17-17 株式会社ライフメッド	4,000,000円	当該機器の選定を重視したため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。